

「令和7年版 国家公務員 給与のてびき」 正誤表

○56ページ中、(注1)に記載されている「斜線部分」について、図の中に表記されていませんでした。

(注1) 1①又は2①に該当することとなる職員のうち、次表の網掛け・斜線部分の職員については、個別評語等を勘案した上で、その組合せに応じて同表に掲げる昇給区分に決定することができる。

		業績評価(順不同)											
		いずれも 良好 以上											
能力評価	卓越して優秀												
	非常に優秀												
能力評価	優良												
	良好												
能力評価	やや不十分												
	不十分												

昇給区分Cも可 (A、Bは不可)

昇給区分C以上

昇給区分D 昇給区分Dも可

昇給区分E

昇給区分Eも可

謹んでお詫び申し上げます。

令和7年10月20日
一般財団法人 人事行政研究所